

議論のためのたたき台

議論のためのたたき台

目次

第 1	はじめに	1
第 2	本協議会の開催状況	1
第 3	附則第 9 条第 1 項関係（取調べの録音・録画制度の導入）	1
1	趣旨・概要	1
2	運用状況	2
3	制度・運用に関する議論の結果	2
4	関連する事項に関する議論の結果	8
第 4	附則第 9 条第 2 項関係	1 2
1	合意制度等の導入	1 2
2	通信傍受の合理化・効率化	1 4
3	裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化	1 6
4	弁護人による援助の充実化	1 8
5	証拠開示制度の拡充	2 0
6	犯罪被害者等・証人を保護するための措置の導入	2 4
7	証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ等	2 6
8	自白事件の簡易迅速な処理のための措置の導入	2 7
第 5	附則第 9 条第 3 項関係	2 8
1	再審請求審における証拠の開示等	2 8
2	起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置	2 9
3	証人等の刑事手続外における保護に係る措置	3 0
第 6	終わりに【P】	3 1

資料【P】

別添 1	構成員名簿
別添 2	開催状況
別添 3	取調べの録音・録画制度の運用状況
別添 4	合意制度の運用状況
別添 5	刑事免責制度の運用状況
別添 6	通信傍受の対象犯罪の拡大に関する運用状況
別添 7	通信傍受の手続の合理化・効率化に関する運用状況
別添 8	裁量保釈の運用状況
別添 9	被疑者国選弁護制度の運用状況
別添 1 0	ビデオリンク方式による証人尋問の拡充に関する運用状況
別添 1 1	証人の氏名・住居の開示に係る措置の運用状況
別添 1 2	公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の運用状況

- 別添 1 3 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ等に関する運用状況
- 別添 1 4 自白事件の簡易迅速な処理のための措置の運用状況
- 別添 1 5 「再審請求審における証拠開示等」論点整理（案）

第1 はじめに

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「平成28年改正法」という。）附則第9条第1項及び第2項においては、

- 取調べの録音・録画等に関する制度の在り方
 - 同制度以外の平成28年改正法による改正後の規定の施行状況
- について検討を加えた上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされ、同条第3項においては、
- 再審請求審における証拠の開示
 - 起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置
 - 証人等の刑事手続外における保護に係る措置
- 等について検討を行うものとされている。

本協議会は、これらの事項（別途法制審議会から答申がなされていた起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置を除く。）の検討に資するよう、刑事法研究者等の有識者、法曹三者、警察庁及び法務省が、改正規定の施行状況を始めとする実務の運用の状況を共有しながら、刑事手続の在り方について意見交換を行い、制度・運用における検討すべき課題を整理するため、開催することとされた（別添1：構成員名簿）。

本報告書は、本協議会における議論の結果を取りまとめたものである。

第2 本協議会の開催状況

令和4年7月から令和7年●月までの間、計●回の会議を開催した（別添2：開催状況）。

本協議会における進め方については、第1段階の協議として、平成28年改正法による改正後の規定の施行状況を始めとする実務の運用の状況に関して情報を共有した上で、第2段階の協議として、制度・運用における検討すべき課題につき意見交換を行うこととされた。

そして、第2回会議から第8回会議までにおいて平成28年改正法附則第9条第1項及び第2項関係の制度に関する第1段階の協議を、第9回会議から第11回会議までにおいて平成28年改正法附則第9条第3項関係の制度に関する協議をそれぞれ行い、第12回会議において東京地方検察庁及び警視庁本部の視察を行った後、第13回会議から第19回会議までにおいて、第2段階の協議等を行った上で、取りまとめに向けた議論を行い、本報告書を取りまとめるに至った。

第3 附則第9条第1項関係（取調べの録音・録画制度の導入）

1 趣旨・概要

取調べの録音・録画制度は、被疑者の供述の任意性等の的確な立証を担保するとともにその取調べ等の適正な実施に資することを通じて、より適正、円滑かつ迅速な刑事裁判の実現に資するために導入されたものであり、裁判員制度

対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件を対象として、

- 公判において、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等の際に作成された供述調書又は供述書の任意性が争われたときは、検察官は、その取調べ等を録音・録画した記録媒体の証拠調べ請求をしなければならず、この義務に違反したときは、当該供述調書又は供述書の証拠調べ請求が却下されることとした上で、
- 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音・録画しておかなければならないこととする

ものである。

2 運用状況

別添3のとおりである。

3 制度・運用に関する議論の結果

(1) 制度について

ア 対象とする事件の範囲について

取調べの録音・録画制度の対象とする事件の範囲については、

- 近時も他人を罪に陥れる供述を強要するような取調べが行われているのであり、そのような取調べが行われるおそれは現行法の対象事件に限られるものではない。そのため、全ての事件において供述証拠の収集手続の適正を確保する必要がある。現行制度において、一定の例外事由を設けたことにより、適正確保の必要性を上回るような弊害は生じていないことは明らかであり、対象事件の範囲を改め、全事件に拡大すべきである
- 不適正な取調べを防止するためには、捜査機関内部の取調べ監督制度や指導・研修、裁判所による取調べの適法性の的確な審査も重要であるが、いずれも、取調べが客観的に記録されていなければ有効に機能しない。例えば、いわゆる参院選大規模買収事件における不適正取調べについては、被疑者が取調べを録音していたことによって監督指導の対象となったものであり、不適正な取調べが行われても、その事実が認定されず、処分も指導も免れることができるような状況では、不適正な取調べを実効的に防止することは不可能であるから、取調べの録音・録画制度を全ての事件に拡大することが必要である
- 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会において、身体拘束下での取調べを録音・録画制度の対象とする必要性が大きいことに異論はなかったと指摘されていることなどからすれば、同部会の理念を引き継いで、対象範囲を更に拡大すべき時期にあり、少なくとも逮捕・勾留中の被疑者に対する検察官の取調べは、録音・録画制度の対象とすることを

検討すべきである

などの意見が示された一方、

- 取調べは事案の真相解明に非常に重要な役割を果たしている。取調べの録音・録画は、被疑者の供述の任意性等の立証に資する一方で、被疑者から供述を得にくくなるといった弊害があるほか、一定の人的・物的負担が生じる。現在の取調べの録音・録画の実施状況、被疑者取調べに関する苦情等への対応状況、供述の任意性が争われた事件における裁判所の判断状況等を踏まえると、制度の対象範囲を拡大することは、その必要性が認められない一方、弊害や負担が大きく、適当でない。また、警察においては、被疑者取調べ監督制度を設けるなどして、取調べの一層の適正化を図っている
- 取調べの適正は、録音・録画制度によらなければ確保できないものではない。現行制度の対象事件以外の事件についてほとんど任意性等が争われておらず、不適正な取調べがまん延しているという状況にはない中、録音・録画により取調べで十分な供述が得にくくなるという捜査への影響や、実施に伴う人的・物的負担の大きさを踏まえると、供述の任意性等の的確な立証を担保するとともに取調べ等の適正な実施に資するという制度趣旨に照らしても、現時点で制度の対象事件を拡大すべき状況は認められない
- 検察官の取調べを司法警察職員の取調べと区別し、検察官の取調べについては全ての事件で録音・録画を義務付けるとすることについては、刑訴法が、被疑者の取調べに関し、検察官と司法警察職員の権限や取調べにより得られた供述の証拠能力について同一の取扱いをしている中、録音・録画の義務付けの場面に限って取扱いに差異を設けることが整合性を有するか検討が必要である

などの意見が示された。

イ 取調べの録音・録画義務の除外事由について

取調べの録音・録画義務の除外事由については、実務上、限定的な運用がなされている一方で、除外事由が狭すぎることで等により顕著な弊害が生じているといった状況は認められないことから、現時点で除外事由を改める必要はないと考えられる。

ウ 逮捕・勾留されていない被疑者の取調べについて

逮捕・勾留されていない被疑者の取調べを録音・録画制度の対象とすべきか否かについては、

- 逮捕・勾留されていない被疑者の取調べについては、取調官に協力的と評価されなければ逮捕等をされることへの恐怖心が働く上、回数にも制限がないため、被疑者の心身を疲弊させ、取調官の心証に合致する供

述が強要される危険がある。その危険の程度は、逮捕・勾留された被疑者の取調べに劣らないため、録音・録画制度の対象とすべきである

- 令和元年参院選の大規模買収事件をめぐり、東京地検特捜部の検察官による不適正な取調べが発覚した問題に関し、最高検の監察指導部が令和5年12月25日付けで作成した調査報告書において、「在宅の被疑者を取り調べる際に録音・録画を実施するのであれば、検察の立証上都合の悪いところを録音・録画しなかったなどという批判を招くことがないようにする」とされていることも踏まえ、録音・録画制度の対象範囲を逮捕・勾留されていない被疑者にも広げるよう検討すべきである
- 逮捕・勾留されていない被疑者の取調べの数が膨大であり、直ちにその全件を録音・録画制度の対象とすることが困難なのであれば、昨今特に問題になっているのがいわゆる検察官独自捜査事件での取調べの不適正であることを踏まえ、まずは、検察官独自捜査事件等、現行制度において録音・録画が義務付けられている事件についての逮捕・勾留されていない被疑者の取調べから、録音・録画制度の対象とすることを検討すべきである

などの意見が示された一方、

- 取調べの録音・録画により被疑者から十分な供述を得にくくなり、捜査に支障が生じ得るなどの弊害があることから、取調べの録音・録画制度の対象の拡大については慎重に検討する必要がある。逮捕・勾留されていない被疑者については、取調べ受忍義務を負わず、取調室からいつでも退去でき、退去後直ちに弁護士とも相談ができるなど、そもそも取調べの適正をめぐる争いは生じにくい一方、取調べの件数が膨大であることから、録音・録画制度の対象とする必要性・合理性が乏しい
- 警察においては、逮捕・勾留中のものも含めて、年間約110万件という膨大な数の被疑者取調べを実施している。取調べの録音・録画は、被疑者の供述の任意性等の立証に資する一方で、被疑者から供述を得にくくなる側面があるほか、一定の人的・物的負担が生じることになるということを踏まえると、逮捕・勾留されていない被疑者に対する取調べについて、録音・録画を義務付ける必要性はない
- いわゆる検察官独自捜査事件について、少なくとも近年の統計上、供述の任意性等が争われた事件はないことも考慮すれば、制度として、逮捕・勾留されていない被疑者の取調べを録音・録画の対象とする必要性まではない。他方、検察官独自捜査事件で取り扱われることがしばしばある財政経済事件、汚職事件等については、特に捜査の初期段階において、逮捕・勾留されていない被疑者を含む多数の関係者から、幅広い事項について網羅的に説明を求めるなどし、犯罪性の有無、被疑事実や適

用罰条の選定、立件すべき被疑者の範囲等を適切に判断することが不可欠である。仮にこのような取調べの録音・録画を義務付けた場合、供述した内容が証拠開示等を通じて後に関係者に知られることへの懸念から、十分な供述を得られなくなり、適切な捜査方針を策定できなくなるなどの弊害が大きい

などの意見が示された。

エ 被疑者以外の者の取調べについて

被疑者以外の者の取調べを録音・録画制度の対象とすべきか否かについては、

- 現状では、被疑者以外の者に対して不適正な取調べがなされていても、取調べを受けた者が隠し録音をするといったようなことがない限り、不適正な取調べが発覚しない構造となっているほか、被疑者以外の者に対する取調べの件数や時間といったデータに乏しく、取調べで何が行われているのか、実態が明らかでない。取調べの実態を国民の目に届けることで、取調べの適正化を図るため、また、録音・録画制度の運用実態の検証や更なる制度改善を可能にするため、被疑者以外の者に対する検察官による取調べについて、原則として録音・録画の対象とするよう検討すべきである
- 取調べの対象となる被疑者以外の者には、後に被疑者とされる人物のように犯罪への関与が疑われている人物のほか、目撃者、被害者等の様々な立場の人物があり得るが、いずれの立場の人物についても、取調べの録音・録画制度の対象として供述を正確に記録することは有益である。特に、犯罪への関与が疑われている人物については、被疑者取調べの録音・録画義務の潜脱を防止する必要もあるため、取調べの録音・録画制度の対象とすべきである
- 取調べを正確に記録することによって、取調官の不適正な言動を予防するとともに、不適正な言動の存否や内容を事後的に検証し、適切な措置を採ることができるようにするため、また、初期供述を正確に記録することによって、公判における供述の信用性の判断が的確になされ、適正な事実認定がなされるようにするため、被疑者以外の者の取調べも録音・録画制度の対象とすべきである

などの意見が示された一方、

- 被疑者以外の者の取調べについては、任意に取調べに応じており、供述拒否権を告げる必要がない状況であることや、被疑者以外の者の警察捜査段階における供述は原則として公判において証拠とならないことから、供述の任意性の立証等の観点からは、その必要性が認められない
- 被疑者以外の者の取調べについては、その総数が膨大な数に上る一方、

適正が問題とされる事例は極めて少なく、録音・録画制度の対象とする必要性・合理性が乏しい上、録音・録画を義務付けた場合、被害者や目撃者等の協力を得ることが困難となり、事案の解明、適正な処罰の実現に支障が生じ得るという捜査上の弊害が極めて大きいことなどから、録音・録画制度の対象とすべきではない

- 被害者の取調べを全て義務的に録音・録画するとなると、その供述の様子が被告人等の目に触れることとなり、被害者の自由な供述を萎縮させる面が極めて大きく、当該被害者が被害申告を差し控えることにつながりかねないと強く懸念される一方、犯罪被害者等の取調べについては、被疑者の取調べと同程度に録音・録画の必要性があるとは言えず、録音・録画制度の対象とすることは適切でない
- 捜査機関が被疑者の取調べを行う場合、その責任を迫及しようと熱心になるあまり、違法・不当な取調べが行われやすいという危険性が典型的に認められ、公判で供述の任意性・信用性が争われる場合に備えるとともに、取調べの適正を確保するため、取調べを録音・録画する必要があるとされてきたのに対し、被害者等の取調べを行う場合、その取調べを録音・録画する目的は、供述内容や供述経過を正確に記録し、後の公判における立証・反証に役立てることにあると考えられ、被疑者取調べの録音・録画とは議論の次元を異にするとと思われる

などの意見が示された。

(2) 運用について

ア 現行制度の運用について

取調べの録音・録画制度の運用それ自体には、おおむね問題はないと考えられる。

イ 警察の運用による録音・録画について

制度対象以外の警察の運用による取調べの録音・録画については、

- 制度対象以外の事件で逮捕・勾留中の被疑者に対する取調べ等であっても、制度対象事件に話が及ぶ蓋然性が一定程度考えられる場合には、広く、録音・録画が行われている。また、精神に障害を有する逮捕・勾留中の被疑者については、可能な限り広く録音・録画することとされているほか、これら以外の場合においても、個別事案ごとに、被疑者の供述状況等を総合的に勘案しつつ、録音・録画を実施する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断されるときには実施することができるとされている

などの意見が示された一方、

- 捜査の初期段階で被疑者の十分な供述が得られなくなるという録音・録画のデメリットを、第一次捜査機関である警察が検察以上に重視せざ

るを得ないとしても、警察の録音・録画実施件数が検察の録音・録画実施件数よりも圧倒的に少ないことは説明できず、逮捕・勾留中の被疑者取調べの録音・録画の運用をもう少し広く実施することが、取調べの適正確保にも資するものであり有益であると思われる

- 制度対象事件や精神に障害を有する被疑者に係る事件以外の事件における取調べの録音・録画の実施状況については、事件ごと、取調べごとに録音・録画を実施する必要性和弊害とを勘案した個別の判断が積み重なった結果であるということのほか、警察が第一次捜査機関であるという特性や、録音・録画機材の数による制約があることを踏まえても、実施件数自体が非常に少ないと言わざるを得ない
- 現在の運用では、精神に障害を有する逮捕・勾留中の被疑者に対する取調べについては、制度対象外であるにもかかわらず、積極的に録音・録画が実施されている。これは、精神に障害を有する被疑者については、公判で供述の任意性・信用性が争われる事態に備えるとともに、取調べの適正を確保するという録音・録画のメリットが特に大きいという判断に基づくものと思われる。精神に障害を有する被疑者の供述特性は、身柄拘束の有無によって大きく変わるものではないため、現在の運用の延長線上で、逮捕・勾留されていない場合の取調べの録音・録画をもう少し幅広く実施することを検討すべきではないか

などの意見が示された。

ウ 検察の運用による録音・録画について

制度対象以外の検察の運用による取調べの録音・録画については、

- 逮捕・勾留中の被疑者の取調べについて、法律上の対象事件でないものも幅広く録音・録画を実施しているほか、被害者等の取調べについても、必要と認められる事件では録音・録画を実施しており、このような傾向は今後も変わらないと思われる
- 逮捕・勾留中の被疑者の取調べについて、録音・録画の実施率が90%を超えているのは、逮捕・勾留中の被疑者の取調べの大部分において、不適正な取調べを理由として供述の任意性・信用性が争われる場合に備え公判で的確に反論できるようにするというメリットが、被疑者の十分な供述を得にくくなることや、実施に伴い人的・物的負担が生じることといったデメリットを上回ると判断されていることによると理解できるなどの意見が示された一方、
- 平成28年改正法では、逮捕・勾留中の被疑者の取調べ以外についても、できる限り録音・録画を行うよう努めることが国会の附帯決議で求められたにもかかわらず、逮捕・勾留されていない被疑者の取調べの録音・録画がほとんど全く行われていないことは、運用の在り方として適

切でない
などの意見が示された。

こうした中、本協議会における議論と並行して、検察において、令和7年4月1日から、運用上、逮捕・勾留されていない被疑者の取調べについて、公判請求が見込まれる事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件につき、録音・録画の試行を開始することとされた。

この点については、本協議会における議論を踏まえたものであり、一定の前進であると評価することができる。この録音・録画の試行についても、検察において着実に取り組んでいくことを期待したい。

4 関連する事項に関する議論の結果

(1) 黙秘権行使と取調べについて

被疑者が黙秘権を行使する旨を明らかにした場合における取調べの在り方については、

- 複数の国家賠償請求訴訟において問題とされたように、黙秘権を行使している被疑者に精神的苦痛を与える取調べは今日も繰り返されており、録音・録画の下ですらもそのような取調べが行われていることが明らかになっている。被疑者が供述をしない意思を明らかにした場合において、それ以降は、被疑者を取調べの場所に留め置いて取調べを継続することが黙秘権を実質的に侵害するものとして許されなくなる旨の明確な基準を設けるべきである
- 供述しない意思を明らかにしている被疑者を無制限に取調べの場所に留め置いて権利の放棄を要求することができるとすれば、被疑者が権利を放棄するか否かが被疑者の忍耐力次第で決せられることとなり、黙秘権保障の趣旨と整合しない。取調官が被疑者に対して供述をするよう説得することが許される限界について、仮に一義的な基準を設けることが難しく幅のあるものとならざるを得ないとしても、実務上の基準を設けることを検討すべきである

などの意見が示された一方、

- 起訴すべき者を適切に起訴し、適正な科刑を実現するのみでなく、不起訴とすべき者を適切に不起訴とするためにも、被疑者の取調べは重要である。最高裁判例は、逮捕・勾留中の被疑者に取調室への出頭・滞留の義務を認めることが直ちに黙秘権侵害を意味するものではない旨判示しており、実務上、被疑者に対して翻意を促すことで、被疑者が対応を変えて事件に関する供述や弁解をする場合も少なくない。供述しない意思を明確にした

ことのみを理由として取調べを中止しなければならない制度や運用とすれば、取調べの機能を大幅に減退させることとなり、相当でない

- 取調べは事案の真相解明のために非常に重要な役割を果たしているところ、黙秘権は被疑者に認められた重要な権利であるが、事案の真相を解明するため、取調官が被疑者に対して真実を話すよう情理を尽くして説得すること自体は問題がない。被疑者が黙秘権を行使して黙秘した場合に取調べを終了することについては、取調べの真相解明機能に支障を生じるおそれがある
- 逮捕・勾留中の被疑者に対する出頭要求・取調べの権限は、黙秘権保障の趣旨に基づく制約を伴った、複雑な内容となっている。そのため、取調官が行った説得行為が黙秘権保障の趣旨を実質的に損なわない範囲であったか否かは、個別事案ごとに判断せざるを得ず、黙秘している被疑者に対する捜査機関による説得の限界について、より具体化した規律を設けることは困難である
- 供述を拒否する意思を明らかにした被疑者に対して、取調官が説得を始めたからといって、直ちに被疑者が供述をせざるを得なくなるわけではなく、黙秘権の侵害が生じるとすれば、一定の説得が行われた後の段階となると考えられる。黙秘権保障の観点から、そのような説得の限界について、その時間や回数、頻度等を一義的に導くことは困難であるなどの意見が示された。

(2) 取調べへの弁護人立会いについて

被疑者の取調べへの弁護人の立会いについては、

- 被疑者には供述を拒む権利が保障されているのだから、弁護人の取調べへの立会いを条件として供述することもできるのが当然である。現行法下での弁護人を取調べから排除する実務運用は改められるべきであり、そのような実務運用が長年にわたり定着している実態を踏まえ、被疑者又は弁護人が申し出たときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち会わせなければならない旨を法制化すべきである
- 弁護人が取調べに立ち会って助言することで、被疑者が黙秘権を行使し、捜査機関が期待する供述を得られないことがあるとしても、それは正当な権利の行使であって、適正な取調べが妨げられたと評価されるべきではない。取調べは、被疑者の憲法上の権利である弁護人の援助を受ける権利や黙秘権を侵害しない範囲でなされるべきものであり、取調べの機能を損なうおそれがあることを理由としてこれらの権利を制約することは許されず、弁護人を取調べから排除することは正当化されない
- 諸外国では、一般的に被疑者取調べへの弁護人の立会いが認められており、日本政府は、取調べにおける弁護人の立会いを保障すべきことについて

て、国連の委員会から繰り返し勧告を受けている。これは、弁護人を取調べに立ち会わせる必要性がその支障を上回ることが、先進国の共通認識になっていることを意味するのであって、弁護人を取調べから排除することを正当化できるような支障が日本に限って生じるとは考えられず、国際社会の要請に応えるためにも、取調べへの弁護人の立会いを保障すべきである

- いわゆるプレサンス事件において、検察官が、録音・録画されていると知っていながら、被疑者らに暴言を吐いたり、威圧的な態度をとったりしていたことが明らかとなっており、録音・録画によっても防げない不当な取調べを防ぐ方策として、取調べへの弁護人の立会いは有用性が高いと思われる。他方、取調べへの弁護人の立会いが捜査に及ぼす影響が十分に把握できていないと思われることから、検察官や警察官において、可能な範囲で運用を試み、データを取って、立会いを認めるべきか、どのような形態であれば実現可能か、その場合の効果と弊害はどの程度かなどを検証すべきである
 - 現状では、取調べへの弁護人の立会いにより生じるおそれのある弊害の具体的な内容が明らかでなく、抽象的な議論に終始している印象がある。被疑者取調べの録音・録画が、検察・警察による試行を経て、その有効性や弊害が具体的に明らかとなり、その検証結果も踏まえて、最終的に制度化されたという経験を踏まえ、取調べへの弁護人の立会いについても、まずは捜査機関が限られた範囲で、運用により試行を開始し、取調べの適正を担保する上での有効性や取調べの真相解明機能を害する程度などについて、具体的に検証することが必要である
- などの意見が示された一方、
- 現行制度において、取調べへの弁護人の立会いは禁じられておらず、立会いを認めるかどうかは、その必要性和、取調べの機能を損なうおそれ、関係者の名誉及びプライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮して、個々の事案に応じて適切に判断がなされている
 - 被疑者取調べへの弁護人の立会いを権利として認める制度とした場合、例えば、弁護人が取調べに介入して取調官の質問を遮ったり、取調べの最中に被疑者に対して個々の質問に黙秘するよう助言したりするといったことが想定され、必要な説得・質問を通じて被疑者からありのままの供述を得ることはおよそ期待できなくなるなど、取調べの機能が大幅に減退し、その影響は取調べの録音・録画よりもはるかに重大であり、弁護人の立会いを被疑者又は弁護人の権利として認めることの弊害は大きい
 - 捜査においては、被疑者の取調べとそれを踏まえた捜査を繰り返す必要があるところ、被疑者取調べへの弁護人の立会いを被疑者又は弁護人の権

利として認めることとした場合、弁護人が取調べに立ち会えないときは取調べを行うこと自体が不可能となりかねず、迅速な事件処理を行うことが困難となる。とりわけ、逮捕・勾留中の被疑者については厳格な時間制限が定められているため、取調べの都度、弁護人の立会いを要することとなれば、取調べを含む十分な捜査を遂げることが困難となる

- 被疑者取調べへの弁護人の立会いを被疑者又は弁護人の権利として認めることについては、弊害が大きい一方、被疑者取調べの適正確保や弁護人による援助を受ける権利の保障は他の手段によっても図ることができることから、相当でない。仮にその導入を検討するのであれば、取調べの機能が大幅に減退し、十分な捜査の遂行が困難となることを補うための新たな証拠収集方法等の導入も検討を要すると考えられる
- 各国の刑事訴訟手続は、それぞれの犯罪情勢等を踏まえ、様々な制度が全体として機能するように成り立っているものであり、そのうちの一部のみを取り出して単純に諸外国と比較するのは相当ではない。我が国においては、被疑者の取調べが、事案の真相を解明し、適正な処罰・処分を実現する上で必要不可欠な役割を果たしているのに対し、被疑者取調べへの弁護人立会い制度を導入している諸外国においては、必ずしも、それぞれの刑事訴訟手続の全体構造の中で、被疑者の取調べがこのような役割を果たしているとは限らず、そうした点を捨象して、弁護人立会いの可否・是非のみに絞って論じることは無理がある
- 取調べへの弁護人の立会いは、立会人の取調べへの直接的な介入等によって、供述の確保、事件の真相解明が困難になるなど、取調べに与える影響が非常に大きく、取調べの意味合いや機能を変質させるものである。捜査機関側が事前に事案を選定して試行することについては、弊害は実際に生じて初めて捜査に与える影響の大小が分かるものであり、事前に把握することは困難である。仮に、取調べが捜査に占める割合が低く、弁護人の立会いがもたらす捜査への弊害が小さいと思われる事案を可能な限り抽出して試行した結果、捜査への弊害は少なかったものばかりであった場合、弁護人の立会いに関する弊害や有効性の検討には資さないばかりか、弊害が少ないという結論ばかりが独り歩きしてしまう懸念があり、試行を行うことには課題が多い

などの意見が示された。

(3) 違法・不当な取調べと制裁の在り方について

違法・不当な取調べに対する制裁の在り方について、

- 違法な取調べについては、それにより作成された供述調書の証拠能力を否定するだけでなく、それ自体を司法審査の対象とし、適切な制裁が科される仕組みを明確にすることによって、効果的に防止する必要がある。取

調べの重大な違法が公訴棄却という法的効果をもたらすことを明確にすることにより、それ自体違法な取調べを抑止する効果的な措置となり得る上、取調べについての司法審査が容易に回避できないものとなるため、取調べの適正化に資すると考えられる。したがって、取調べに重大な違法があったことを公訴棄却事由とする規定を設けるべきであるなどの意見が示された一方、

- 取調べを行う主たる目的の一つは、適切な事実認定を行うことができるよう、任意性・信用性のある供述を獲得し、これを適切に証拠化することにあるのであり、公判において当該供述の証拠能力が否定されたり、当該供述に基づく事実が認定されなかったりすることは、それ自体が不適正な取調べを抑止する機能を有している。加えて、検察庁においては、研修や日常業務における指導、最高検察庁監察指導部による検察官の捜査・公判上の違法・不適正行為等に対する指導等の様々な措置が存在しており、これらに加えて、不適正な取調べに対する特別な制裁の仕組みを設ける必要性はない
- 取調べに重大な違法があった場合には公訴棄却にするという新たな制裁は、現行法の基本的な考え方と異なるものである。実質的に考えても、客観的証拠等のみから犯罪事実が容易に立証できる場合であっても、事案の重大性や被害者の有無等を問わず、一律に処罰の余地を失わせるとする帰結が、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正に適用実現するという刑事訴訟法の目的に照らして適切であるかについては、様々な意見があると思われる

などの意見が示された。

第4 附則第9条第2項関係

1 合意制度等の導入

(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入

ア 趣旨・概要

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下「合意制度」という。）は、組織的な犯罪等において、手続の適正を担保しつつ事案の解明に資する供述等を得ることを可能とし、証拠収集に占める取調べの比重を低下させるための手法として導入されたものであり、特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者・被告人が、弁護人の同意がある場合に、

- 被疑者・被告人が、他人の刑事事件について、供述をしたり、証拠物を提出するなどの協力的行為をすること
- 検察官が、被疑者・被告人の事件について、不起訴にしたり、軽い訴因で起訴したり、軽い求刑をするなどの有利な取扱いをすること

を内容とする合意をすることができるものである。

イ 運用状況

別添4のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

合意制度については、現時点で広く活用されている状況にあるとは言えず、その要因は必ずしも明らかでないものの、合意制度によって得られた供述の信用性の立証について実務上の課題があることがその一因であり得ると考えられる。

もっとも、合意制度は、証拠収集に占める取調べの比重を低下させるための有効な手法となり得ることから、その利用が有効・適切と考えられる事案において、より積極的に活用することを模索すべきである。

この点に関しては、合意制度を利用した被疑者に対する犯罪組織による報復を念頭に、証人保護プログラムの整備等、合意制度をより実効的なものにするための制度を整備する必要性を指摘する意見も示された。

エ 関連する事項に関する議論の結果

(7) 合意制度によらない取引による供述の獲得等の禁止について

合意制度によらない取引による供述の獲得等を禁止する明文規定の要否について、

○ 合意制度によらない取引は、取引が行われたこと自体が明らかにならず、その結果、信用性を慎重に検討する機会が失われる点で、巻き込みによるえん罪を生む危険が極めて大きいものであるから、検察官、検察事務官又は司法警察職員が、合意制度の手続によることなく、被前者・被告人との間で、証拠収集等への協力行為をし、かつ捜査又は訴追に関する行為をすることを内容とする合意をしてはならない旨を明文で規定すべきである

などの意見が示された一方、

○ 仮に合意制度によらない事実上の取引がなされ、当該取引に基づく供述が他人の公判に顕出され、その証拠能力が争われた場合、法律上明文で対象犯罪や合意の内容に含めることができる事項が限定されているにもかかわらず、これを意図的に無視しており、法軽視の態度が顕著であると言わざるを得ないことや、仮にこのような証拠を許容したとすれば同様の事態が繰り返されるおそれが大きいことなどから、証拠能力が否定され得ると考えられ、そのような明文規定をあえて設ける必要性はない

などの意見が示された。

(イ) いわゆる自己負罪型の合意制度について

自己の刑事事件に関して捜査・公判に協力することと引換えに刑の減

免等の恩典が与えられるいわゆる自己負罪型の合意制度については、種々の法的な課題に加え、被疑者が罪を認めたら罰が軽くなるという制度が国民の理解を得られるかなどといった課題がある一方で、取調べへの過度の依存を改めるという平成28年改正法の趣旨や、黙秘・否認事案の増加やそれに伴う捜査・公判における負担増大の傾向が今後ますます進むと考えられることなどに照らし、いずれ本格的な検討を迫られる時期が来ると考えられるため、捜査・公判協力型の合意制度の運用状況を注視しつつ、基礎的な調査・検討を始めていく必要がある。

(2) 刑事免責制度の導入

ア 趣旨・概要

証人は、一般に、証言義務を負うものの、自己が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項については、証言を拒むことができることとされており、平成28年改正法による改正前は、仮に証人がその証言拒絶権を正当に行使した場合には、それ以上、証人から証言を得る手段はなく、その結果、組織的な犯罪等において、首謀者の関与状況等に関する証言も得られず、事案の解明に支障を来しかねない状況にあった。

刑事免責制度は、このような事態等に対処するため、

- 検察官の請求に基づく裁判により、証人に対し、尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は証人の刑事事件において証人に不利益な証拠とすることができない旨の免責を付与し、その証言が自己負罪拒否特権の対象とならないようにすることによって、証言を義務付ける

ことを可能とするものである。

イ 運用状況

別添5のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

刑事免責制度については、殺人等の重大事件を含め、相当数の事案において活用され、証言拒絶権を行使した共犯者等に対し免責決定を行うことにより一定の公判供述を得ることにつながっているものと認められ、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

2 通信傍受の合理化・効率化

(1) 対象犯罪の拡大

ア 趣旨・概要等

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）が改正され、新たに通信傍受の対象犯罪として、組織的な事案に限定するための要件を付加しつつ、

- 殺傷犯関係の罪

- 逮捕・監禁、略取・誘拐関係の罪
- 窃盗・強盗、詐欺・恐喝関係の罪
- 児童ポルノ関係の罪

が追加されたものである。

なお、令和 7 年に成立した情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 39 号。以下「令和 7 年改正法」という。）において、財産上の利益を取得する類型の詐欺罪、恐喝罪及び強盗罪が通信傍受の対象犯罪として追加された。

イ 運用状況

別添 6 のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

平成 28 年改正法により新たに追加された犯罪についても通信傍受が相当数実施されていることからすれば、対象犯罪の拡大に一定の効果はあったと考えられる。

令和 7 年改正法による対象犯罪の拡大も含めて、引き続き、運用状況を見守るべきであり、現時点で更に制度・運用を改める必要はないと考えられる。

(2) 傍受の手続の合理化・効率化

ア 趣旨・概要

平成 28 年改正法による改正前の通信傍受法においては、傍受の実施について、「通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者」等を常時立ち会わせなければならないこととされており、そのために、通信傍受は、通信事業者の施設において実施する運用となっていたが、通信傍受の実施の適正を十分に担保しつつ、通信事業者等の負担を軽減するとともに通信傍受の実施の機動性を確保して、より効果的・効率的な通信傍受を可能とするため、証拠の収集方法の適正化・多様化の観点から、従来の通信傍受の実施方法に加えて、

- 一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続
 - 特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続
- が導入されたものである。

イ 運用状況

別添 7 のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

傍受の手続の合理化・効率化については、その施行後、ほぼ全ての事件において、新たに導入された方法が用いられており、通信事業者や捜査機関の負担軽減に大きな効果があったと認められ、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

なお、現下の犯罪情勢を踏まえ、諸外国の事例や法制等も参考にしつつ、犯行に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握するなどの手法について研究すべきであるとの意見や、被害金を追跡するための手法や、犯罪により獲得した財産を効果的に剥奪し、被害者を救済していくための手法を検討していくべきであるとの意見が示された。

3 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

(1) 趣旨・概要等

平成28年改正法による改正前の刑事訴訟法第90条は、「裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。」と規定していたが、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情について、実務上の解釈として確立しているところを確認的に明記することにより、法文の内容をできる限り明確化し、国民に分かりやすいものとする趣旨で、その判断に当たっての考慮事情として、

○ 保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情が明記されたものである。

なお、令和5年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「令和5年改正法」という。）において、保釈中の被告人等による逃亡を防止し、公判期日への出頭及び裁判の執行を確保するため、

- 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告後における裁量保釈の要件の明確化
- 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設等
- 保釈又は勾留の執行停止をされている被告人に対する報告命令制度の創設
- 保釈又は勾留の執行停止の取消し及び保釈金の没取に関する規定の整備
- 保釈又は勾留の執行停止をされている被告人の監督者制度の創設
- 位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設

等の法整備が行われた。

(2) 運用状況

別添8のとおりである。

(3) 制度・運用に関する議論の結果

裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化については、

- 平成28年改正法の国会の附帯決議では、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをするこ

ととならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」が求められているが、現在でも検察官の見立てどおりに供述した被告人が直ちに保釈される一方で、無実を主張する被告人が長期にわたり保釈を許可されないという例が多くあり、運用面での改善が見られないと言わざるを得ない

- 保釈された被告人による罪証隠滅行為を防止するための方策として、保釈取消しや証人等威迫罪といった担保が設けられているのであり、重大な人権制約である身柄拘束は、これらの担保がいずれも機能しないと見るべき具体的かつ合理的な根拠がある場合に限って認める運用とすべきである
- 裁判所の保釈条件について、例えば、位置測定端末を身に着けることや住居の玄関先に監視カメラを付けることを条件に保釈を認めるといった運用がなされることもあったと報道されている。このような柔軟な運用が図られることが望ましい

などの意見が示された一方、

- 裁判所は、当事者から得られた情報を基に、事案の軽重や被告人の具体的な供述内容、身上経歴等も踏まえつつ、罪証隠滅行為の態様を想定するなどした上で、罪証隠滅のおそれの有無や程度、逃亡のおそれの有無や程度を、その現実的可能性や実効性について具体的・実質的に検討した上で適切に判断している。現行の運用で、否認又は黙秘している事実を裁判所が過剰に評価しているという実態はない
- 裁判所は、保釈の判断に当たり、自白事件か否認事件かを問わず、保釈請求の内容、検察官の意見、証拠等を検討し、さらに、検察官の意見が保釈に反対である場合には、必要に応じて、弁護人に、罪証隠滅又は逃亡を防止するための実効性のある措置について更なる検討を求め、必要があれば、更に検察官に意見を求めるなどしながら、適切な判断に努めている
- 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設、報告命令制度や監督者制度の創設、国外逃亡を防止するため保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設などの令和5年改正法による新たな制度の施行状況も踏まえ、引き続き、実務運用を見守るべきである

などの意見が示された。

(4) 関連する事項に関する議論の結果

ア 否認・黙秘している事実を不利益に取り扱ってはならない旨の明文規定を設けることについて

保釈の裁判に当たり、否認又は黙秘している事実を不利益に取り扱ってはならない旨の明文規定を設けるべきか否かについて、

- 否認又は黙秘をする被告人の身柄拘束は不当に長期化しており、被告人の防御権行使を困難にし、刑事裁判における適正な事実認定を阻害し

ているので、保釈に関する裁判においては、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない旨を明文で規定すべきである

などの意見が示された一方、

- 被告人が事実を認める供述をしないことのみをもって直ちに罪証隠滅等のおそれがあると認めてはならないという当然の内容の規定であれば、設ける必要がない。他方で、被告人の供述態度や供述内容を、罪証隠滅の主観的可能性についての状況証拠としても一切考慮してはならない旨の規定を設けることとすれば、経験則に反する不合理なものとなる。したがって、いずれにせよ、そのような明文規定を設けることは適切でない

などの意見が示された。

イ 身柄拘束の代替手段の拡充について

身柄拘束の代替手段を拡充すべきか否かについて、

- 令和５年改正法により整備された保釈等に関する各制度に加え、例えば、一般的に逃亡防止のための仕組みとして機能し得る位置測定端末装着命令制度を国内での逃亡防止等のためにも用いることができる制度とするなど、身体拘束の継続より制限的でない勾留代替措置の更なる導入が積極的に検討されるべきである

などの意見が示された一方、

- 位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度については、法制審議会・刑事法（逃亡防止関係）部会において議論がなされ、我が国においてGPS技術を活用して保釈中の被告人の逃亡を防止する制度は初めて導入するものであることから、特に活用の必要性が高く、効果的な活用方法も明らかで、運用に伴う困難も少ないと考えられる範囲に限ることが適切であると判断され、国外逃亡を防止する目的に限って位置情報を取得する制度とされた。このような経緯に鑑み、国内での逃亡防止等の目的に制度を拡大することを検討するのは時期尚早であり、まずは制度の施行を待って、その運用を見守るべきである

などの意見が示された。

４ 弁護人による援助の充実化

(1) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大

ア 趣旨・概要

平成２８年改正法による改正前においては、被疑者国選弁護制度の対象事件は、「死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に限定されていたが、被疑者国選弁護制度の趣旨をより一層実

現し、証拠の収集方法の適正化及び公判審理の充実化を図るため、勾留状が発せられている全ての被疑者を被疑者国選弁護制度の対象とすることとされたものである。

イ 運用状況

別添 9 のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

平成 28 年改正法による対象事件の拡大後も、ほぼ全ての事件において 24 時間以内に国選弁護人の指名がなされており、現在まで円滑に運用されていると考えられ、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

エ 関連する事項に関する議論の結果

被疑者国選弁護制度の対象を逮捕段階に拡大すべきか否かについて、

- 逮捕段階で国選弁護人を選任することができず、その結果、多くの被疑者が逮捕直後に弁護人の援助を受けることができていない現状は、憲法 34 条の趣旨に照らし、早急に解消される必要があり、被疑者国選弁護制度の対象を逮捕段階に拡大すべきである

などの意見が示された一方、

- 逮捕の時間帯によっては、警察が制限時間の 48 時間よりも相当前倒しで検察官に送致をすることは少なくなく、検察官も制限時間の 24 時間よりも相当前倒しで勾留請求をすることが少なくない。そのような中、勾留請求までの時間内に国選弁護人の選任手続の実施を確保することは實際上困難であり、被疑者国選弁護制度を逮捕段階まで拡大することは相当でない
- 被疑者国選弁護制度を逮捕段階にまで拡大することは、十分検討に値するもの、具体的な制度設計を行う場合には、弁護士の対応体制の十分性を検証するため、司法過疎地域のほか、離島を含む遠隔地や寒冷地の実情等も踏まえ、予想される対象事件の増加に対応可能であるのか、説得的なシミュレーションが示される必要がある

などの意見が示された。

(2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

ア 趣旨・概要

身体を拘束された被疑者・被告人は、裁判所、司法警察員、検察官、刑事施設の長等に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができ、その申出を受けた裁判所、司法警察員、検察官、刑事施設の長等は、直ちに被疑者・被告人の指定した弁護士等にその旨を通知しなければならないこととされているが、平成 28 年改正法による改正前においては、この方法により弁護人の選任を申し出ることがで

きることの教示に関する規定は置かれていなかった。

そこで、身体を拘束された被疑者・被告人の弁護人選任権に関する手続保障をより十分なものにするという観点から、裁判所、司法警察員、検察官等は、これらの者に対して弁護人選任権を告知する際に、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならないこととされたものである。

イ 制度・運用に関する議論の結果

平成28年改正法により拡充された弁護人の選任に係る事項の教示については、警察及び検察において、身体を拘束された被疑者の弁護人選任権に関する手続保障をより十分なものにするという平成28年改正法の趣旨を踏まえ、適切に運用されていると認められ、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

ウ 関連する事項に関する議論の結果

被疑者に教示すべき事項について、

- 逮捕段階の国選弁護人制度が整備されていない中で、これを補う役割を果たしているのが、各地の弁護士会が実施している当番弁護士制度であり、同制度により、資力のない被疑者であっても、無償で弁護士の接見・助言を受けることができる。逮捕された被疑者に弁護人の援助を受ける権利を保障するため、当番弁護士制度を教示する運用とすべきである

などの意見が示された一方、

- 各都道府県警察において、弁解録取時に、刑訴法に定められた事項を教示した後に、被疑者から私選弁護人を選任したいが心当たりがないなどの申出があった場合等には、必要に応じて、当番弁護士について教示を行っている。法律上の制度でなく、各都道府県の弁護士会がそれぞれ定めている当番弁護士制度について、全国一律の教示事項とすることは適当でなく、地域ごとに対応することが相当である

などの意見が示された。

5 証拠開示制度の拡充

(1) 証拠の一覧表の交付手続の導入

ア 趣旨・概要等

公判前整理手続の下で、被告人側は、検察官に対し、類型証拠及び主張関連証拠の開示を請求することが可能であり、その請求をするに当たっては、所定の事項を明らかにしなければならず、かつ、それをもって足りることとされているが、被告人側において、その請求に先立ち、その手掛かりとして、検察官の保管する証拠の一覧表の交付を受けることができれば、円滑・迅速な証拠開示請求に資することとなり、ひいては公判前整理手続

の進行がより円滑・迅速なものとなり得ることから、検察官は、公判前整理手続において、検察官請求証拠の開示後、被告人側から請求があったときは、検察官の保管する証拠の一覧表を交付しなければならないこととされたものである。

なお、令和 7 年改正法において、検察官は、電磁的記録をもって作成する証拠の一覧表を提供することができることとされた。

イ 制度・運用に関する議論の結果

証拠の一覧表の交付手続については、

- 証拠の一覧表の標目や品名の記載は、例えば、標目が「捜査報告書」としか表示されないなど、開示を求めるべき証拠を十分に特定できないことが多く、証拠開示請求をする手掛かりとして余り有効でないため、記載事項を見直すべきとする意見も大きい

などの意見が示された一方、

- 証拠の一覧表の記載事項は、一覧表の作成交付が円滑・迅速になされ、かつ、その記載の仕方をめぐる争いが生じないようにするという観点から、現在のような形式的なものとされたものである。証拠の特定については検察官と弁護人の間のコミュニケーションといった運用上の工夫で対応することが望ましいと思われ、現時点で証拠の一覧表の記載事項を改めることは相当でない

などの意見が示された。

その他、証拠の一覧表の作成・交付の前提として、適正な証拠の保管・管理がなされる必要があるなどの意見も示された。

(2) 公判前整理手続の請求権の付与

ア 趣旨・概要

平成 28 年改正法による改正前においては、事件を公判前整理手続に付するか否かは、裁判所が職権で判断することとされていたため、訴訟当事者である検察官・被告人・弁護人は、裁判所に対してその職権発動を促すことができるにとどまっていた。

しかし、事件が公判前整理手続に付されるか否かは、訴訟当事者の公判準備に大きな影響を与えることに鑑み、訴訟当事者が裁判所に対して事件を公判前整理手続に付するよう求めることができることを制度上明確にするとともに、訴訟当事者の請求があったときは裁判所がその判断を「決定」という方式で合理的期間内に行わなければならないこととする観点から、訴訟当事者に公判前整理手続の請求権が付与されたものである。

イ 制度・運用に関する議論の結果

平成 28 年改正法は、訴訟当事者が裁判所に対して、事件を公判前整理手続に付するよう求めることができることを制度上明確にするとともに、

訴訟当事者の請求があったときは、裁判所がその判断を決定という方式で合理的期間内に行わなければならないこととしたものであり、この点について、特段の問題点はなく、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

ウ 関連する事項に関する議論の結果

公訴事実 zu 争いのある事件について、請求があったときは公判前整理手続に付さなければならないこととするか否かについて、

- 証拠開示は、その性質上、一方当事者に権利を保障し、反対当事者にそれを義務付けることが必要である。証拠開示の請求権が、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件に限って認められている現行法の枠組みを前提とすれば、証拠開示の必要性が特に高い公訴事実 zu 争いのある事件については、当事者が請求したときは、公判前整理手続又は期日間整理手続に付されることとする必要がある

などの意見が示された一方、

- 公判準備の手段としては、公判前整理手続のほかにも刑訴規則に基づく打合せなどの様々な方法があり、裁判所は、その中から各事案に適する方法を選んで対応していると思われる。そもそも公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、争点と証拠を整理する手続であり、この手続に付するか否かは、当事者の意見を踏まえつつ、公判運営に責任を負う裁判所において判断すべき事柄であって、当事者が請求した場合に、必ず公判前整理手続に付さなければならないこととするのは相当でない

- 一口に「公訴事実 zu 争いのある事件」といっても、犯人性が深刻に争われる事案から、犯行態様に若干の争いがあるにすぎず、争点や証拠構造もさほど複雑でない事案まで様々ある。後者のような事案についてまで、当事者から請求があったときは、公判前整理手続に付して、証明予定事実や主張予定書面のやり取りをしなければならないこととすれば、かえって手続の硬直化・長期化を招きかねず、相当でない

などの意見が示された。

(3) 類型証拠開示の対象の拡大

ア 趣旨・概要

刑事訴訟法第316条の15が改正され、これにより、

- 被告人の共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であって、検察官が証人として尋問を請求した者又は証人として尋問を請求することを予定しているものに係る取調べ状況記録書面
- 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面
- 類型証拠として開示すべき証拠物の押収手続記録書面

が、類型証拠として開示対象に追加されたものである。

イ 制度・運用に関する議論の結果

平成28年改正法による類型証拠開示の対象の拡大について、運用上、これまでに特段の問題点は生じておらず、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

ウ 関連する事項に関する議論の結果

(ア) 証拠開示の手続について

類型証拠及び主張関連証拠の開示の手続を改めるべきか否かについて、

- 現行制度の手続では、弁護人が開示請求を行い、検察官が証拠の存否の確認や要件該当性の検討をした上で開示請求に回答するということが繰り返され、相当の時間と労力が費やされている上、証拠開示の遅延の構造的な原因となっている。そこで、まず、検察官が、検察官請求証拠の証明力判断に関連しない又は関連するが弊害が優越すると判断される証拠以外の証拠を開示し、その後、弁護人から予定主張が明示された時点で、不開示とした証拠の中から主張に関連する証拠を追加で開示することと改め、証拠開示の手続を合理化すべきであるなどの意見が示された一方、

- 開示により弊害が生じるおそれがあるものを除き、原則として、検察官が手持ち証拠を全て被告人側に開示するという制度については、証拠開示制度を導入した司法制度改革の際に長時間掛けて議論された結果、弊害が指摘されて採用されず、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会においても、改めて議論されたものの、現行の証拠開示制度の枠組みを改める必要はないとされた経緯がある。平成28年改正法の施行後も、その基本的な仕組みを改めるべきことを基礎付ける状況の変化は見受けられない

- 現行の証拠開示制度の枠組みを変えることは、開示の必要性が乏しい証拠についても開示の対象になることで、かえって審理の遅延を招き得ることなどから、相当でないなどの意見が示された。

(イ) 証拠開示の回答をすべき期限について

検察官が証拠開示の回答をすべき期限を定めることとすべきか否かについては、

- 証拠開示請求を受けた検察官の検討は、相手方当事者の準備のための作業という性質上、優先的に作業を進める動機が乏しい面があることは否定できず、膨大な電子データの確認等、時間を掛けようと思えば掛けられるという性質もあることから、期限を設けなければ遅延が生じやすいものである。証拠の開示に長期間が費やされている現状を

改めるためには、検察官が証拠開示の回答をすべき期限を設ける必要がある

などの意見が示された一方、

- 現行法上、検察官が合理的な期間を超えて開示又は不開示の判断を示さなかったときには、請求者は、不開示の判断があったものとして、裁判所に開示命令を請求することができると解されている。また、実務上、必要に応じて、裁判所が検察官に証拠開示の時期の見込みを明示させ、公判前整理手続調書にその旨を記載するという運用が広く行われ、円滑な証拠開示が図られている。したがって、特段の制度上・運用上の措置をとる必要性はない

などの意見が示された。

6 犯罪被害者等・証人を保護するための措置の導入

(1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

ア 趣旨・概要等

証人の負担を適切に軽減しつつ証人尋問を行うことができるようにして、十分な証言を確保し得るようになるため、

- 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認めるとき

等の場合であって、相当と認めるときは、同一構内以外にある場所であって裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（いわゆる構外ビデオリンク方式）によって尋問することができることとされたものである。

なお、令和7年改正法において、証人尋問について、新たに、

- 証人が傷病等により同一構内に出頭することが著しく困難であるとき
- 証人に鑑定に属する供述をさせる場合であって、証人が尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、当該日時に尋問することが特に必要であるとき

等の場合に、構外ビデオリンク方式により実施することができることとされたほか、

- 検察官及び被告人に異議がなく、裁判所が相当と認めるときは、ビデオリンク方式により尋問することができる

こととされた。

イ 運用状況

別添10のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

構外ビデオリンク方式による証人尋問については、

- 裁判所がその実施要件を慎重に検討し、おおむね適正に運用されていると考えられる

などの意見が示された一方、

- 地方裁判所支部等において、証人尋問を構外ビデオリンク方式によってすることを希望しても、設備がないなどの理由で断られる場合があると聞いており、設備の問題で実施できないとしたら問題であると考えている

などの意見が示された。

これに関しては、

- 令和7年改正法において、構外ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、鑑定を命ずる手続等をビデオリンク方式によって実施するための要件の緩和等が行われたところ、裁判所においては、これらも踏まえ、今後、ビデオリンク方式による証人尋問等に適切に対処できるように環境整備に努めていきたい
- 現行法上、証人が所在すべき場所が「他の裁判所の構内」に限定されているところ、令和7年改正法によりこの限定がなくなり、証人が裁判所に出頭する負担を軽減することにつながる一方で、証人が第三者の影響等を受けることなく自己の記憶のみに従って証言できる場所であることを、裁判所が事前に確認する必要が生じることとなるため、この点も含め、新たな制度の施行後の運用を注視すべきである

などの意見が示された。

(2) 証人等の氏名・住居の開示に係る措置の導入

ア 趣旨・概要

証人等に対する加害行為等を防止するとともに、証人など刑事手続に関与する者の負担の軽減を図ることにより、十分な協力を確保し得るようにし、より充実した公判審理の実現に資する観点から、検察官は、

- 被告人側に対し、証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その者又はその親族に対して加害行為等がなされるおそれがあると認めるとき

等の場合には、

- 弁護人に対し、証人等の氏名及び住所を知る機会を与えた上で、被告人に知らせてはならない旨の条件を付すなどすることができ、
- さらに、これによつては加害行為等を防止できないおそれがあるとき認めるときは、被告人及び弁護人に対し、証人等の氏名又は住所を知る機会を与えないこととした上で、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えることができる

こととされたものである。

イ 運用状況

別添 1 1 のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

証人等の氏名・住居の開示に係る措置については、実務において慎重に用いられ、不服申立制度も機能しているものと認められ、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

(3) 公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入

ア 趣旨・概要

証人等に対する加害行為等を防止するとともに、その負担の軽減を図ることにより、十分な協力を確保し得るようにし、より充実した公判審理の実現に資する観点から、

- 証人等に対する加害行為等のおそれがある場合には、裁判所が、証人等の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、
 - この決定があった場合には、起訴状の朗読、証拠書類の朗読等の訴訟手続を、証人等の氏名等を明らかにしない方法で行う
- こととされたものである。

イ 運用状況

別添 1 2 のとおりである。

ウ 制度・運用に関する議論の結果

公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置については、公開の法廷における被害者等の氏名等の秘匿措置と比較すれば少ないものの、毎年一定数の利用があり、おおむね安定的に運用されていると言え、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

7 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ等

(1) 趣旨・概要

証人の出頭及び証言の確保を図るとともに、客観的な証拠や関係者の供述が損なわれたりゆがめられることなく公判廷に顕出されるようにすることなどにより、公判審理の充実化を図る観点から、

- 刑事訴訟法第 1 5 1 条の証人不出頭の罪
 - 刑法第 1 0 3 条の犯人蔵匿等の罪
- 等につき、法定刑が引き上げられたほか、
- 証人が正当な理由なく召喚に応じないおそれがあるときは、召喚の手続を経ることなく勾引することができる
- こととされたものである。

(2) 運用状況

別添 1 3 のとおりである。

(3) 制度・運用に関する議論の結果

証拠隠滅等の罪などについては、適切に量刑がなされており、平成28年改正法による法定刑の引上げに特段の問題点はないと考えられる。

また、証人の勾引要件の緩和については、不出頭を確認するためだけの公判期日を費やすことなく勾引することが可能となり、期日の空転を防止できるようになったほか、出頭に消極的な証人に対し、召喚に応じないおそれがあると認められれば、初回から勾引されることもあり得る旨を説明して、公判期日への出頭をより強く働き掛けることができるようになったことが認められる。

したがって、いずれについても、現時点で制度・運用を改める必要はないと考えられる。

8 自白事件の簡易迅速な処理のための措置の導入

(1) 趣旨・概要

簡易な自白事件について、即決裁判手続の申立てがなされた後、被告人が否認に転じるなどしたため即決裁判手続によらないこととなった場合に、検察官が公訴を取り消して、言わば捜査に戻ることができる途を設けることにより、「念のための捜査」を遂げることなく早期に起訴し、即決裁判手続を活用することに向けた動機付けを検察官に与え、これにより起訴前の捜査や公判手続の合理化・迅速化を図り、ひいては重大・複雑な事件に人員等の資源をより重点的に投入することを可能にするため、即決裁判手続の申立てがなされた後、被告人が否認に転じるなどしたために即決裁判手続によらないこととなった場合において、証拠調べが行われることなく公訴が取り消されたときは、公訴取消し後の同一事件についての再起訴の制限の例外として、同一事件について再起訴することができることとされたものである。

(2) 運用状況

別添14のとおりである。

(3) 制度・運用に関する議論の結果

自白事件の簡易迅速な処理のための措置については、即決裁判手続でも証拠調べが省略されるわけではない一方、実務上、通常の手続であっても争いのない事件については効率的かつ迅速に公判審理が行われており、即決裁判手続で得られる合理化・効率化の効果が非常に高いとは言い難く、現行の即決裁判手続の制度の枠組みを前提とする限り、この制度の活用を図ることは難しいと考えられる。もっとも、争いのない事件と争いのある事件を区別して、捜査・公判手続の合理化・効率化を図っていくことは重要であり、そのための方策については、引き続き検討が必要であると考えられる。

(4) 関連する事項に関する議論の結果

ア いわゆる有罪答弁制度について

いわゆる有罪答弁制度を導入すべきか否かについて、

- 自白事件の簡易迅速な処理のための有効な仕組みを設け、限られた訴訟資源を真に必要なところに振り向けることができるよう、被疑者・被告人に申立権のある有罪答弁制度の導入を検討すべきである
- 近時、例えば、防犯カメラ映像の解析・精査、電子機器内のデータの解析・精査等に多くの時間・労力を要するなど、捜査・公判上の負担が増大しており、この傾向は今後も変わらないと見込まれることから、刑事司法制度の効率的運用という観点からは、今後一層重要となるものと考えられる。有罪答弁制度については、様々な課題が指摘されているものの、自己負罪型の合意制度と併せて、継続的に検討していく必要がある
- 公訴事実が証拠によって客観的に認められるかどうかを確認することなく、被告人を有罪と認めることは、我が国の刑事司法制度が採用する実体的真実発見主義とはなじみにくく、現状において直ちにこのような有罪答弁制度の採用に踏み切ることについて、国民の理解を得るのは難しいと思われるが、刑事手続全体の合理化・効率化は、今後避けて通れない重要課題になっていくと予想されるため、自己負罪型の合意制度と併せて継続的に検討していく必要がある

などの意見が示された。

これに関しては、

- 有罪答弁制度については、裁判の迅速化・簡素化、捜査の省力化といったメリットがあると思われる一方で、国民にどう理解され、受け入れられるかといった点を含め、様々な観点から検討する必要がある
 - 罪種を問わず、自白事件であれば一律に罪体に関する審理を簡素化し、被告人の有罪答弁を前提に量刑判断のみを行うこととすれば、被害者が真実を知るという機会を制度的に奪うことに等しく、被害者参加制度の意義を著しく損なうものとなりかねないため、慎重な検討が必要である
- などの意見も示された。

イ 即決裁判制度の対象事件の拡大について

即決裁判制度の対象事件を拡大すべきか否かについては、現行の即決裁判手続の制度の枠組みを前提とする限り制度の活用を図ることは難しく、現時点で更なる改正を行う必要はないと考えられる。

第5 附則第9条第3項関係

1 再審請求審における証拠の開示等

再審請求審における証拠の開示を始めとする再審制度に関しては、第9回会議から第11回会議まで、実務の運用の状況を共有しながら、制度・運用の在り方について意見交換を行い、その内容等を踏まえて整理した「論点整理(案)」(別添15)に従って、第16回会議及び第17回会議において、各論

点ごとに検討を行った。

その上で、第17回会議において、

- 再審制度に対する国民の目は、かつてなく厳しく、社会的な関心はますます高まっており、早急に法整備に取り組む必要がある
- 再審制度の現状と課題についてのこれまでの議論を通じて、法改正を真剣に検討した方が良いと思われる事項が存在することも明らかになったが、近時の再審制度を巡る議論の動向や、国民の関心の高さを踏まえると、本協議会において他の検討項目と並行しつつ再審制度に関する議論を続けることは、もはや事柄の性質や重要性にそぐわないように思われる
- 再審請求審における証拠開示を始めとする再審制度に関わる論点を、本協議会の検討項目から切り離し、別途、法制審議会において多角的な観点から議論を深めるべきである

旨の意見が示され、特に異論は見られなかった。

このような再審制度をめぐる議論の動向等を踏まえ、令和7年3月28日、法制審議会に対し、「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、再審開始決定に対する不服申立てに関する規律、再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律その他の刑事再審手続に関する規律の在り方について御意見を賜りたい。」との諮問がなされた。

現在、法制審議会・刑事法（再審関係）部会において調査審議が行われているところであり、本協議会での議論も参考にしつつ、充実した議論が行われた上でできる限り早期に答申がなされることを期待したい。

2 起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置

(1) 導入の経緯

「起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置」については、平成28年改正法附則第9条第3項において、「この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、……検討を行うものとする」とされたほか、平成29年に「刑法等の一部を改正する法律」案が審議された衆議院法務委員会及び参議院法務委員会においても、同項により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこととの附帯決議がされた。

これらも踏まえ、令和3年5月、法務大臣から、法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する諮問がなされ、刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会における調査審議を経て、同年9月に法制審議会・総会において答申が採択され、

令和5年3月、国会に法案が提出されて、同年5月、令和5年改正法が成立した。

(2) 概要

令和5年改正法において、犯罪被害者等の情報を保護するための規定の整備がなされ、

○ 性犯罪等の事件の被害者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）

○ 個人特定事項が被疑者・被告人に知られることで、身体等への加害行為のおそれがある被害者以外の者の個人特定事項

などを保護の対象とし、逮捕状、勾留状、起訴状、判決書等に記載される個人特定事項を被疑者・被告人等に知られないようにする措置をとることなどができるとされた。

(3) 制度・運用に関する議論の結果

起訴状等における被害者の氏名の秘匿の措置については、

○ 被疑事実・公訴事実に争いがあるような事案において、秘匿措置が防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合には、被疑者又は弁護人の請求により個人特定事項を通知する旨の制度が適切に機能することが重要である

○ 裁判公開の原則の観点から、秘匿決定は必要最小限の運用にとどめられるべきであり、制度の検証材料とするため、特定個人情報の秘匿について、施行状況のデータを蓄積して広く公表してもらいたい

○ 犯罪被害者の不安を取り除く有用な制度として運用がなされることを期待したい

○ 捜査から判決後に至るまで一貫して被害者等を特定させることとなる情報を保護する措置である。施行から日が浅く、なお評価になじまない段階にあるが、引き続き、被害者等の情報を必要な範囲で適切に保護する一方、被疑者・被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがないよう、慎重に運用されることが重要であり、既存の制度と共に運用状況を注視すべきである

などの意見が示された。

3 証人等の刑事手続外における保護に係る措置

本協議会においては、警察による取組として、暴力団等から危害を受けるおそれのある証人等を対象とする保護対策等の運用状況が紹介された上で、捜査・公判に協力した者について、一定の場合に別の氏名の使用を認めることで所在等を探知されにくくするなどの、より強力な証人等の保護措置の必要性についても、一定程度認識が共有されたが、このような新たな措置の導入については、民事・行政上の課題が多岐にわたることから、更に検討を重ねる必要がある。

ると考えられる。
第6 終わりに【P】

以 上